

留守家庭児童育成室の育成料について

～今後の育成室の運営を考えるために～

令和8年9月17日
猪名川町生活部こども課
留守家庭児童育成室



本日の説明の目的

育成料の現状や育成室の運営状況をご理解いただき、今後の育成料の見直しについて、皆様と一緒に考えることを目的としています。

本日の説明内容

①猪名川町の留守家庭児童育成室について

②育成室の運営に必要な経費と負担内訳

③この20年間で変化したこと

④今後の育成料の見直しについて

⑤保護者の皆様からのご意見・ご質問

猪名川町の留守家庭児童育成室について

留守家庭児童育成室とは

保護者の就労・病気などにより、放課後に家庭において適切な保育を受けられない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図るものです。

留守家庭児童育成室の概要

- 【開室時間】 通 常：月曜日～金曜日 下校時～午後6時まで
学校休業日：月曜日～金曜日 午前7時30分～午後6時まで
※両日とも延長利用は午後7時まで
※土曜日の利用については、星児園七夕で実施しております。
- 【育成料】 月額5,000円
※延長育成料4,000円/月、超過育成料800円/回、
おやつ代2,000円

猪名川町の留守家庭児童育成室について

留守家庭児童育成室の開設状況

町内 5 つの小学校に 9 つの留守家庭児童育成室を開室しております。

【育成室一覧】

猪名川小学校 A・B、楊津小学校、松尾台小学校 A・B、

白金小学校 A・B、つつじが丘小学校 A・B

※大島小学校在籍児童は楊津小学校留守家庭児童育成室を利用いただきます。

留守家庭児童育成室 入所者数（令和 8 年 8 月 1 日時点）

入所者数（人）	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計	定員
猪名川小学校 A・B	15	18	15	8	2	6	64	74
楊津小学校	6	4	5	2	4	1	22	25
松尾台小学校 A・B	14	16	13	7	7	6	63	74
白金小学校 A・B	17	14	17	8	4	2	62	74
つつじが丘小学校 A・B	14	22	14	13	5	1	69	74
計	66	74	64	38	22	16	280	321

町立小学校に通う児童の約 1 3 %が留守家庭児童育成室に入所しています。

猪名川町の留守家庭児童育成室について

他市町の育成室の概要

	対象学年	基本育成料	基本開設時間	基本時間の降室方法	延長保育	土曜日の終日保育
猪名川町	1年生～6年生	5,000円	午後6時まで	保護者お迎え	午後6時～午後7時 月額4,000円	○ 月額3,000円
川西市	1年生～6年生	7,500円	午後5時まで	一斉降室	午後5時～午後6時30分 月額3,000円 午後5時～午後7時 月額4,000円	○ 追加育成料なし
宝塚市	1年生～6年生	8,000円 ※令和9年度～ 10,000円に改定	午後5時まで	一斉降室	午後5時～午後6時00分 月額1,600円 午後5時～午後6時30分 月額2,400円 午後5時～午後7時 月額3,200円	○ 追加育成料なし
伊丹市	1年生～6年生	8,000円	午後5時まで	一斉降室	午後5時～午後7時 月額3,000円	○ 追加育成料なし
尼崎市	1年生～6年生	10,000円	午後5時まで	一斉降室	午後5時～午後7時 月額1,800円	○ 追加育成料なし
西宮市	1年生～3年生 4年生（一部） 5・6年生（一部でモデル実施）	8,200円	午後5時まで	保護者お迎え	午後5時～午後7時 月額3,000円	○ 追加育成料なし
三田市	1年生～6年生	8,000円	午後5時まで	一斉降室	午後5時～午後7時 月額2,500円	○ 追加育成料なし
芦屋市	1年生～6年生	8,000円	午後5時まで	一斉降室	午後5時～午後7時 月額3,000円	○ 月額1,600円

【ワンポイント】
猪名川町は月額5,000円という
低い料金でありながら、基本
の開室時間は午後6時までお
預かりしています。

本日の説明内容

- ①猪名川町の留守家庭児童育成室について
- ②**育成室の運営に必要なとなる経費と負担内訳**
- ③この20年間で変化したこと
- ④今後の育成料の見直しについて
- ⑤保護者の皆様からのご意見・ご質問

育成室の運営に必要な経費と負担内訳

運営経費

- ①人件費
- ②育成室で使用する消耗品費
- ③その他、育成室の運営に必要な備品 など

負担内訳

- ①育成料（保護者負担）
- ②国補助金
- ③県補助金
- ④町負担

※留守家庭児童育成室は、保護者にご負担いただく育成料だけではなく、国・県の補助金と町負担によって運営しております。

育成室の運営に必要な経費と負担内訳

国が示す「育成室の運営に必要な経費」の負担割合

保護者 1/2	国 1/6	国補助基準額の 1/3
	県 1/6	国補助基準額の 1/3
	町 1/6	国補助基準額の 1/3

【ワンポイント】
国が示す基本的な考え方では、人件費や消耗品といった運営経費の半分（2分の1）を保護者の皆様に育成料としてご負担いただき、残りの半分（2分の1）を国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担するというものになっています。

国の補助基準額について

国補助基準額は1支援単位（1クラス）あたりの定員人数によって、金額が定められています。

当町の育成室は1クラス37人で運営しており、補助基準額は最大年4,802,000円と定められています。この国補助基準額に対して、国・県・町が1/3ずつ負担することが国が示す考えです。

育成室 1 クラスの運営費としては、国補助基準額の倍額の**年9,604,000円**となります。※令和7年度実績

育成室の運営に必要な経費と負担内訳

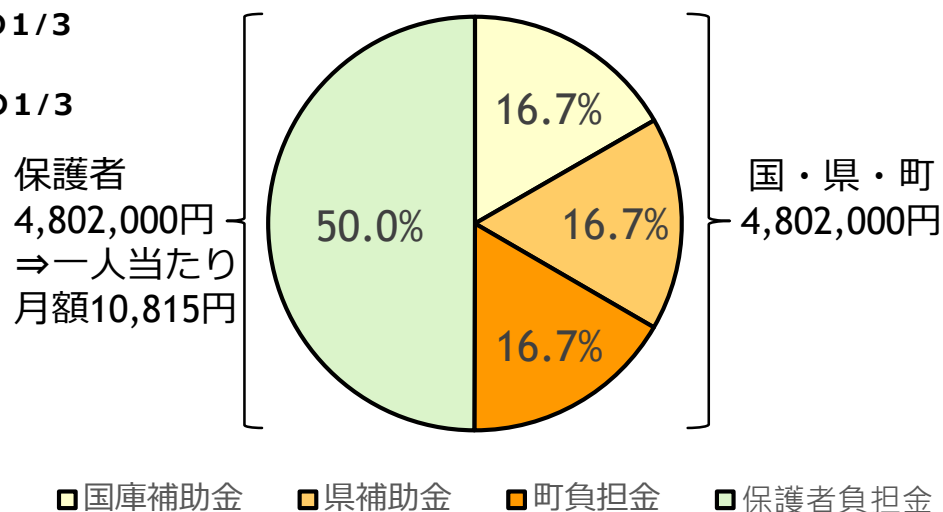
国が示す負担割合/負担金の考え方

保護者 1/2	国 1/6	}	国補助基準額の1/3
	県 1/6		国補助基準額の1/3
	町 1/6		国補助基準額の1/3

国が示す事業費負担金（円）	
国庫補助金	1,600,666
県補助金	1,600,666
町負担金	1,600,668
保護者負担金	4,802,000
運営費合計	9,604,000


 1クラス37人で負担
 $4,802,000円 \div 37人 \div 12か月 = 月額10,815円/人$

国が示す事業費負担割合/負担金



【ワンポイント】
 国が示す負担割合の考え方に従って、本来必要となる運営経費から計算しますと、1クラスあたりの保護者負担金は4,802,000円となり、1クラス定員37人で割り、さらに12か月で割ると、児童1人に対する保護者負担金は、「月額10,815円」となります。これが月額育成料のひとつの基準です。

国が示す負担割合から算定すると、

児童1人に対する育成料は「**10,815円**」となります。

育成室の運営に必要な経費と負担内訳

現在の育成料（5,000円）での負担割合

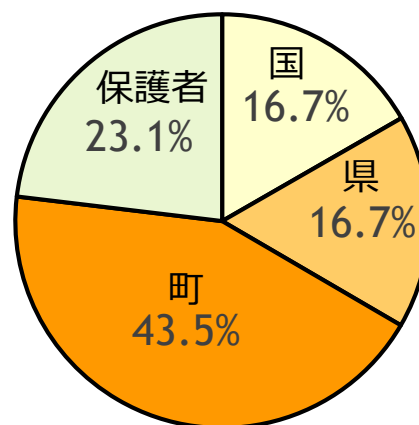
年間の育成料は・・・

1クラス定員37人 育成料5,000円の場合

定員37人×5,000円/月×12か月 = 2,220,000円

【ワンポイント】
猪名川町では、約20年間ずっと「月額5,000円」に据え置いて、運営してまいりました。
これは、20年前の国の基準に基づいて算定していたものです。
当時の町負担は概ね基準通りの約17%でしたが、現時点では、43.5%となっています。

町の現状の事業費負担割合



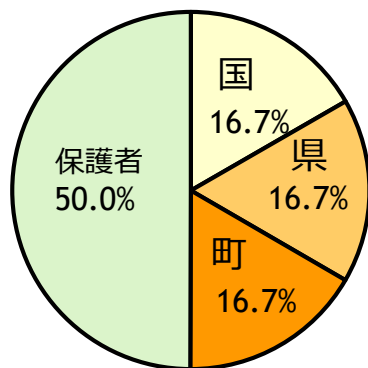
事業費負担金（円）	
国庫補助金	1,600,666
県補助金	1,600,666
町負担金	4,182,668
保護者負担金	2,220,000
運営費合計	9,604,000

□国庫補助金 □県補助金 □町負担金 □保護者負担金

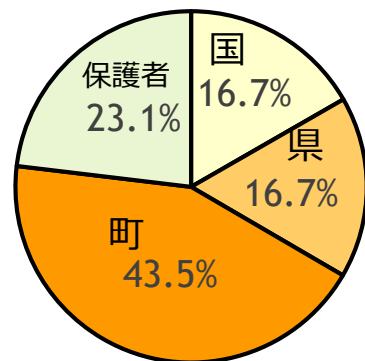
育成室の運営に必要な経費と負担内訳

国が示す負担割合と町の現状の差

国が想定する事業費負担割合



町の現状の事業費負担割合



国庫補助金 県補助金 町負担金 保護者負担金 国庫補助金 県補助金 町負担金 保護者負担金

国が示す事業費負担金（円）	
国庫補助金	1,600,666
県補助金	1,600,666
町負担金	1,600,668
保護者負担金	4,802,000
計	9,604,000

1クラス37人で負担＝月額10,815円/人

町の現状の事業費負担金（円）	
国庫補助金	1,600,666
県補助金	1,600,666
町負担金	4,182,668
保護者負担金	2,220,000
計	9,604,000

1クラス37人で負担＝月額5,000円/人

【ワンポイント】
国の示す負担割合と 現状の負担割合を比べたものです。
国の示している負担割合からは、保護者負担は約半分、全体の4分の1程度となり、残りを町が負担をしている状況です。

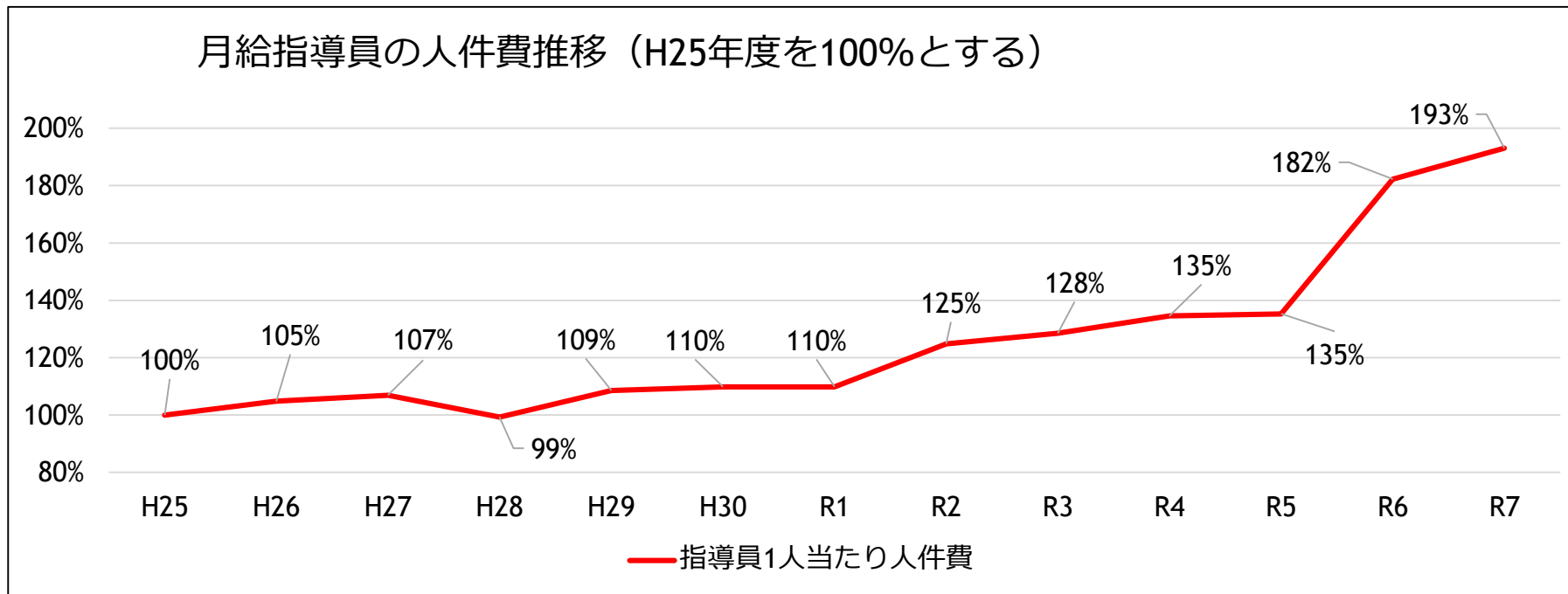
本日の説明内容

- ①猪名川町の留守家庭児童育成室について
- ②育成室の運営に必要な経費と負担内訳
- ③この20年間で変化したこと
- ④今後の育成料の見直しについて
- ⑤保護者の皆様からのご意見・ご質問

この20年間で変化したこと

人件費の高騰

【ワンポイント】
児童の安全安心な見守りや、
適切な育成環境を維持するためには、指導員をはじめとする 職員の確保が不可欠であり、こうした経費はどうしても必要となってまいります。

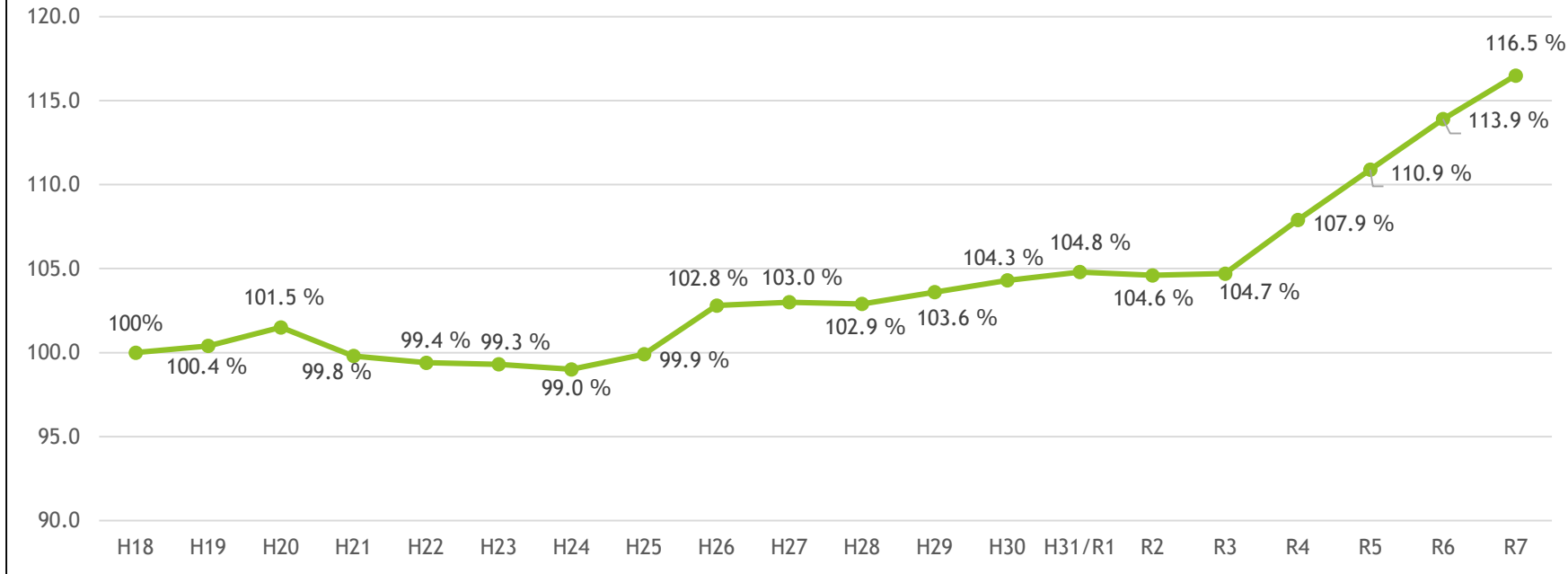


留守家庭児童育成室が町直営になった平成25年を基準にすると、
令和7年度は約2倍まで人件費が上昇しています。

この20年間で変化したこと

物価の高騰

消費者物価指数の推移（総務省2020年基準消費者物価指数）



【ワンポイント】
育成室で使用するさまざまな消耗品や備品、環境維持にかかる物価についても、今から20年前の平成18年を基準としますと、約1.2倍に物価が上昇しております。日常生活と同様に、育成室の運営コストも年々高くなっているのが現状です。

平成18年（20年前）を基準にすると、約1.2倍、物価が上昇しております。

この20年間で変化したこと

育成料の遍歴

平成18年（2006年）～育成料を据え置いています

猪名川町独自の“子育て支援”の一環として、安心して子育てができる環境を提供するため、物価高騰や人件費の高騰が続く中でも、猪名川町は育成料の改定を行うことなく、運営してまいりました。



この20年間で変化したこと

今後も人件費や物価が更に上昇すれば、育成室の運営に必要な費用も増え、その増加分も町が負担することになります。

国の想定と町の現状の差をそのままにすると、町の財源には限りがあるため、結果として、その他子育て支援にかかるサービスの持続性にも影響する可能性があります。

本日の説明内容

- ①猪名川町の留守家庭児童育成室について
- ②育成室の運営に必要な経費と負担内訳
- ③この20年間で変化したこと
- ④**今後の育成料の見直しについて**
- ⑤保護者の皆様からのご意見・ご質問

今後の育成料の見直しについて

留守家庭児童育成室が大切にしたいこと

① 持続可能な運営

将来にわたって安定した育成室の運営ができる仕組みを目指します。

② 子どもたちの安全・安心

児童が安心して過ごせる環境を維持します。

③ 育成の質

必要な人員を確保し、適切な育成環境を維持します。

今後も、児童が安全・安心に過ごせる環境を確保し、安定した育成室の運営を継続していくために、子育て支援としての町の役割と育成料のバランスを考えながら見直しを検討していきます。

【ワンポイント】
児童が安全・安心に過ごせる環境を確保し、安定した運営を継続していくために、保護者負担と町負担のバランスについて、財政状況に合わせた検討をせざるを得ない段階にきております。

今後の育成料の見直しについて

今後のスケジュールについて

今回いただいたご意見を参考に、育成料の見直しを検討します。

令和9年2月頃に育成料の見直し結果を保護者の皆様にお示します。その際は、保護者説明会を開催しますので、ご参加くださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、説明会の開催時期については、開催日が近づきましたら、改めて保護者の皆様にご案内させていただきます。

【ワンポイント】
見直した育成料については、
再来年の令和10年4月からの適用を予定しております。

本日の説明内容

- ①猪名川町の留守家庭児童育成室について
- ②育成室の運営に必要な経費と負担内訳
- ③この20年間で変化したこと
- ④今後の育成料の見直しについて
- ⑤保護者の皆様からのご意見・ご質問

育成料を見直す場合の皆様からの ご意見をお聞かせください。

※下記二次元コードを読み込み、ご意見を記入ください。

※いただいたご意見は、公表させていただく場合がございますので、
あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。



【アンケート二次元コード】